

令和 年 月 日

三重県知事 宛て

報告者

郵便番号	
住所	
名称	
代表者 職氏名	

南部地域体験教育旅行促進事業費補助金について、三重県補助金等交付規則第12条第1項及び南部地域体験教育旅行促進事業費補助金交付要領第14条の規定により、次のとおり実績を報告します。

【交付決定に係る文書番号】

文書番号	三重県からの交付決定通知(又は変更交付決定通知)に記載されている文書番号を右の欄に記入してください。	令和 年 月 日付け 三重県指令地域第25- 号
------	--	-----------------------------

【学校情報】

学校名		学校所在市町名	
学年			

【体験教育旅行実施内容】

実施期間	体験教育旅行の実施期間(出発日及び帰着日)を右の欄に記入してください。	出発日		
		帰着日		
宿泊	宿泊先の市町名を右の欄に記入してください。宿泊を伴わない場合や南部地域外に宿泊した場合、「対象外」を選択してください。			
訪問先	体験教育旅行で訪問した南部地域の全ての施設等の名称、所在市町名及び実施内容を下の欄に記入してください。			
		名称	所在市町名	実施内容
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			

※南部地域:伊勢志摩・紀勢地域(伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町)及び東紀州地域(尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町)

【体験教育旅行実施内容(その2)】

費用	体験教育旅行にかかった児童・生徒分の費用(Go toトラベル事業などによる割引がある場合は割引後の金額)を右の欄に記入してください。当該費用の支出を確認するため、添付書類(2)を提出する必要があります。	
市町等補助金等	市町等から補助金等の交付がある場合、右の欄に交付する団体名(●●市など)を記入してください。交付がない場合、「交付なし」と記入してください。	

【添付書類】

- (1) 旅行実施内容が分かる書類(最終の旅行行程表など)のコピーを添付してください。
- (2) 体験教育旅行にかかった児童・生徒分の費用の請求明細のコピーを添付してください。
- (3) 体験教育旅行にかかった児童・生徒分の費用の領収書等のコピーを添付してください。
- (4) 上記費用の支払いに市町等の補助金等を活用している場合、当該補助金等の金額が分かる書類(交付決定通知書など)のコピーを添付してください。

【補助金実績額】

(A) 補助金単価	補助金単価表を参考に補助金単価を「5,000」「4,500」「4,000」「2,000」「1,500」「1,000」から選択し、右の欄に記入してください。	
(B) 児童・生徒数	体験教育旅行に参加した児童・生徒数を右の欄に記入してください。	
(A) × (B) 実績額	実績額 = 補助金単価 × 児童・生徒数です。実績額を右の欄に記入してください。	

※ 体験教育旅行の実費負担額(実際にかかった児童・生徒分の費用から市町等からの補助金等を除いた額)が、上限となります。実費負担額は、添付資料(2)及び(3)を基に三重県が算定します。

<補助金単価表>

学校	訪問先	単価	参考例
1 伊勢志摩・紀勢地域の学校	伊勢志摩・紀勢地域	1,000円	伊勢市の学校が南伊勢町を訪問
	東紀州地域	1,500円	志摩市の学校が熊野市を訪問
2 東紀州地域の学校	伊勢志摩・紀勢地域	1,500円	尾鷲市の学校が鳥羽市を訪問
	東紀州地域	1,000円	紀宝町の学校が紀北町を訪問
3 1及び2を除く県内の学校	伊勢志摩・紀勢地域	1,500円	四日市市の学校が大台町を訪問
	東紀州地域	2,000円	伊賀市の学校が御浜町を訪問
東紀州地域又は伊勢志摩・紀勢地域での宿泊を伴う場合、上記単価に3,000円を加算します。			

なお、伊勢志摩・紀勢地域と東紀州地域の両地域を訪問する場合、いずれか高い方の単価を適用します。

※伊勢志摩・紀勢地域:伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町
東紀州地域:尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

【その他】該当する場合のみ記入

実績報告書は、体験教育旅行終了後30日以内に提出する必要があります。30日を超えて提出する場合、30日以内に提出できなかった理由を右の欄に簡潔に記入してください。	
---	--

【連絡先】

担当者名			
電話番号		E-Mail	

(太枠の欄は、【その他】を除き全て記入してください(【その他】は該当する場合のみ記入)。記入漏れがないか今一度ご確認ください。)